

第1回 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会 事項書

日時：平成30年7月13日（金）

議会改革推進会議役員会終了後

場所：601 特別委員会室

1 座長の選出について

2 副座長の選出について

3 現在の対応について

4 今後の進め方について

5 その他

【資料】

資料1 委員名簿

資料2 運営要綱

資料3 三重県議会 大規模地震対応マニュアル (3-1 本編、3-2 事務局職員編)

資料4 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）及び弾道ミサイル発射によるJアラートへの対応について

資料5 弾道ミサイル発射によるJアラート作動への対応

資料6 大規模災害発生時の予算審議について（H29 予算決算常任委員会理事会での検討）

大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員名簿

会派名	委員名
新政みえ	廣耕太郎 藤根正典 津村衛 中村進一
自由民主党県議団	田中祐治 中嶋年規 中森博文
日本共産党	岡野恵美
大志	倉本崇弘
青峰	野村保夫

(※敬称略)

大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会 運営要綱

(趣旨)

第1条 大規模な災害等緊急事態への三重県議会の対応について調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置された大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（以下「検討会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 検討会は、大規模な災害等緊急事態への県議会の対応について調査及び検討するものとする。

(検討会の組織)

第3条 検討会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、県議会議員のうちから県議会議長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、調査及び検討の終了までの間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に、座長1人及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、検討会の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、県議会議長が招集する。

2 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会への出席、資料の提出又は調査を求めることができる。

(事務)

第7条 検討会の事務は、県議会事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、県議会議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

資料3-1

大規模地震対応マニュアル

平成27年12月

三重県議会

「大規模地震対応マニュアル」について

三重県議会では、東海地震に関する事前の情報（調査情報、注意情報、予知情報）及び東海地震等の大規模地震の発災時に適切に対応できるよう、平成16年10月13日の代表者会議で「大規模地震に関する申し合わせ」を定めた。

その後、「いつ発生してもおかしくない」と言われる東海地震はもとより、30年以内に発生する確率が高いとして切迫度を増している東南海・南海地震、さらにはこれらが同時発生することにより甚大な被害が想定される3連動地震など、大規模地震に対する関心と懸念が高まる中で、県当局においても「三重県地域防災計画」を始めとするさまざまな防災対策の見直しや整備が進められている。

また、さきの東日本大震災で被災した各県議会の対応実例は、今後の大規模地震に対する議会の備えや役割を考えるうえで貴重な教訓となっており、議会運営委員会が宮城・岩手両県議会に現地調査に出向くなどして、参考とすべき数多くの資料を収集した。

三重県議会では、これらの知見に基づき、平成24年3月16日の代表者会議で申し合わせの改正を行うとともに、同申し合わせに基づく「大規模地震対応マニュアル」（本マニュアル）を議長において定めた。

その後、県当局において、津波警報等にも対応できるよう「三重県地域防災計画」が改正されたことから、平成27年12月18日の代表者会議で申し合わせの改正を行い、同時に本マニュアルの改正も議長において行った。

議員各位には、常に本マニュアル又は本マニュアルの携帯版を携行いただき、万一の際には、議会として迅速、的確に対応できるようにしていただきたい。そのため、本マニュアルに基づく防災訓練を年1回程度実施することとする。

なお、本マニュアルは、台風等の風水害による大規模災害発生時にも準用するものとする。

【ポイント】

- (1) 大規模地震（津波）発生後 5 日目までの初動期の対応に重点を置いて、正副議長及びその他の議員の役割と取るべき行動を記載している。
- (2) 多くの議員が登庁している「本会議等開催中」と、地域での活動が中心となっている「休会・閉会中」に区分して整理し、「本会議等開催中」はさらに「本会議」、「委員会等」などに区分して記載している。
- (3) 安否報告や情報伝達について具体的な方法を記載している。
- (4) 議員と執行部（災害対策本部）との情報伝達は、緊急時を除いて正副議長を経由することとなっている。
- (5) 災害発生の日から起算して5日目の午後1時に代表者会議を開催（自動招集）し、その後の議会の対応を協議、決定することとなっている。
- (6) 本マニュアルは、議員の行動に主眼を置いて整備されており、別に定める事務局職員のマニュアルと合わせて、「議会マニュアル」として活用することとなっている。

目 次

大規模地震に対する申し合わせ	1
大規模地震・風水害に対する配備体制一覧表	2
1 基本的な対応	
(1) 初動期における議員の役割	3
(2) 安否の報告方法	4
(3) 情報共有、情報伝達	5
2 状況別対応マニュアル	
(1) 本会議等開催中	6
・ 東海地震「調査情報」発表	
・ 同 「注意情報」発表	
・ 同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）	
・ 大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
(2) 休会・閉会中	10
・ 東海地震「調査情報」発表	
・ 同 「注意情報」発表	
・ 同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）	
・ 大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
資料・様式	
大規模災害に対する議会の対応事例	12
安否報告書（様式1）	14
情報伝達票（様式2）	15

大規模地震に関する申し合わせ

平成16年10月13日 代表者会議了承
 平成19年 9月11日 代表者会議一部改正
 平成24年 3月16日 代表者会議一部改正
 平成27年12月18日 代表者会議一部改正

議員は、下表の区分により、この申し合わせ及び議長が別に定めるマニュアルにしたがつて行動する。三重県沿岸に津波警報が発令された場合は、震度5弱、三重県沿岸に大津波警報が発令された場合は、震度5強の原則行動する。(※)

	本会議等開催中	休会・閉会中
大規模地震発生前	(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告する。 (委員会等) 委員長等は、ただちに委員会等を開会する。 (議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。	正副議長は登庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。
大規模地震発生後	(本会議) 議長は暫時休憩し、議会運営委員会に諮り、延会又は継続を決定する。 (委員会等) 委員長等は、閉会又は議事の継続を決定する。 (延会した場合の議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。	正副議長は、被害状況等に応じて必要と認める場合には登庁し、議会の対応を総括する。 震度5弱の市町を選挙区に含む議員及び震度や選挙区に関わらず被害のある議員は、マニュアルに定める方法により、速やかに事務局に安否を報告する。
	(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告する。 (委員会等) 委員長等は、ただちに委員会等を開会する。 (議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。	正副議長は登庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。 すべての議員は、マニュアルに定める方法により、速やかに事務局に安否を報告する。

議会事務局は、東海地震に関する注意情報又は予知情報及び地震発生時の被害状況、救援・救護体制、緊急対策等の情報を防災情報システム等から入手し、原則としてFAXにより全議員へ提供する。

大規模地震・風水害に対する配備体制一覧表

	配備基準	体制	設置される機関	参集人員	議会事務局	マニユアルの適用
東海地震調査情報	準備	—	配備要員	指定職員 (各課1名)	○	
	警戒	—	全職員	全職員	○	
	非常	地震災害警戒本部	全職員	全職員	○	
震度4 県内に震度4 津波注意報 隣接府県に震度5強以上	準備	—	配備要員	—	—	
	警戒	災害対策本部	配備要員	指定職員 (各課1名)	○	
	非常	災害対策本部	全職員	全職員	○	
震度5弱 (三重県沿岸に津波警報)	準備	—	配備要員	—	—	
	警戒	災害対策本部	配備要員	指定職員 (各課1名)	○	
	非常	災害対策本部	全職員	全職員	○	
震度5強以上 (三重県沿岸に大津波警報)	準備	—	配備要員	—	—	
	警戒	災害対策本部	配備要員	指定職員 (各課1名)	○	
	非常	災害対策本部	全職員	全職員	○	
波浪警報 大雨、洪水、高潮注意報 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮警報、風水害にかかる特別警報	準備	—	配備要員	—	—	
	警戒	災害対策本部	配備要員	指定職員 (各課1名)	○	
	非常	災害対策本部	全職員	全職員	○(準用)	

1 基本的な対応

(1) 初動期における議員の役割

大規模地震（津波）発生後の初動期（発災直後～5日目）における議員の役割と対応は、次のとおりとする。

【正副議長】

- ① 議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。
交通の途絶又は規制により、公共交通機関や自家用車での登庁が困難と考えられる場合は、公用車（緊急通行車両の届出済）により登庁する。
- ② 議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。
- ③ 情報の収集、伝達にあたる。
執行部（災害対策本部）からの情報を議員に伝達するとともに、議員からの情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。
- ④ 代表者会議の開催に向けて、最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策（素案）を検討する。

【その他の議員】

- ① 速やかに「安否報告書」（様式1）等により事務局に安否を報告する。
- ② 議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。（同一又は隣接選挙区の議員とも連携する）
- ③ 議員間で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、緊急を要する場合を除き、「情報伝達票」（様式2）により議長に連絡する。（事務局へFAX等）
- ④ 常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。

【代表者会議】

地震（津波）発生の日から起算して5日目の午後1時から代表者会議を開催（自動招集）し、議会の対応を協議、決定する。

(2) 安否の報告方法

議員は、「県内に震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）」又は「選挙区内の市町に震度5弱（津波警報）」の地震（津波）が発生した場合は、次の順序の方法により、速やかに事務局に安否等を報告する。ただし、被害がある場合は、震度等や選挙区にかかわらず報告する。

① FAX

- ・「安否報告書」（様式1）を記入し、**議会事務局 059-229-1931**へ送信する。
- ・事務局からも各議員に「安否報告書」を一斉送信するが、可能な限りこれを待つことなく報告する。

② 電 話

- ・安否等を**議会事務局 059-224-2874**へ報告する。
- ・一般電話がかかりにくい場合は、公衆電話（災害時に優先的につながる）を利用する。
- ・正副議長は、災害用携帯電話を利用する。

③ メール

- ・パソコン又は携帯電話から安否等を**議会事務局 gikaig@pref.mie.jp**又は**議事課公用携帯 gizika1@docomo.ne.jp**へ送信する。

④ 災害用伝言ダイヤル（大規模災害発生時にNTTが開設）

【議員から報告する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって安否等を報告（録音）する。
- ・登録する電話番号は、**議員名簿記載の自宅又は事務所の電話番号**とする。

【事務局からの連絡事項を確認する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって内容を確認（再生）する。
- ・確認する電話番号は、**議会事務局 059-224-2869**とする。

※ 登録する電話番号は固定電話の番号に限られるが、録音、再生は携帯電話を含め、すべての電話から可能である。

(3) 情報共有、情報伝達

大規模地震（津波）発生時における議員間及び議員と執行部（災害対策本部）との情報 伝達については、情報の重複や混乱を避けて迅速な情報共有を図るとともに、執行部（災害対策本部）の災害対策活動にも配慮するため、次のとおり取り扱うこととする。

【防災みえ. jp】

執行部（災害対策本部）が市町等の防災関係機関から収集した被害情報、気象庁等による気象情報など

- ① 各議員が三重県ホームページの「防災みえ. jp」にアクセスする。

<http://www.bosaimie.jp/index.action>

- ② 事務局が同様の情報を「防災情報システム」等から入手し、必要に応じて全議員にFAXで送信する。

【執行部（災害対策本部）からの情報】

- ① 執行部（災害対策本部）から議員に対して情報提供があった場合は、正副議長で確認のうえ、事務局から全議員にFAXで送信する。

- ② 事務局が執行部（災害対策本部）から入手した情報については、正副議長で確認のうえ、必要に応じて全議員にFAXで送信する。

【議員からの情報】

- ① 各地域において災害対策活動にあたっている議員から「情報伝達票」（様式2）等により情報提供があった場合は、正副議長で確認のうえ、必要に応じて議員、執行部（災害対策本部）、その他関係機関へ伝達する。
- ② 情報に対する回答や対応があった場合は、正副議長を経由して議員に伝達する。

※ FAX等で連絡できない場合は、災害伝言ダイアルを利用する場合があるので、議員は、1日1回以上確認する。（「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって、
議会事務局 059-224-2869の内容を確認する。）

2 状況別対応マニュアル

(1) 本会議等開催中

段階	事項	行動内容
東海地震 「調査情報」 発表	<p>【情報伝達】</p> <p>①本会議</p> <p>②委員会等</p> <p>③不在、欠席議員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、事務局長から「調査情報」発表が伝えられた場合、速やかに出席議員に伝える。原則として議事は続行する。 ・委員長等は、書記から「調査情報」発表が伝えられた場合、速やかに出席委員等に伝える。原則として議事は続行する。 ・「調査情報」発表は、事務局からも連絡される。 ・最新情報に十分注意しつつ、平常活動を継続する。
「注意情報」 発表	<p>【情報伝達】</p> <p>①本会議</p> <p>②委員会等</p> <p>③不在、欠席議員</p> <p>【延会後の対応】</p> <p>①正副議長</p> <p>②その他の議員</p> <p>③不在、欠席議員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、事務局長から「注意情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席議員に伝えるとともに、延会を宣告する。 ・委員長等は、書記から「注意情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席委員等に伝えるとともに、閉会を宣告する。 ・「注意情報」発表は、事務局からも連絡される。 <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。 ・その他の議員は、できる限り速やかに退庁し、自宅等で待機する。 ・登庁していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。

段階	事項	行動内容
「予知情報」発表(警戒宣言発令)	<p>【情報の伝達】</p> <p>①本会議</p> <p>②委員会等</p> <p>③不在、欠席議員</p> <p>【延会後の対応】</p> <p>①正副議長</p> <p>②その他の議員</p> <p>③不在、欠席議員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、事務局長から「予知情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席議員に伝えるとともに、延会を宣告する。 ・委員長等は、書記から「予知情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席委員等に伝えるとともに、閉会を宣告する。 ・「予知情報」発表は、事務局からも連絡される。 ・正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。 ・その他の議員は、できる限り速やかに退庁する。 ・登庁していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。
大規模地震発生後 (三重県沿岸に津波警報又は大津波警報が発令された後)	【会議開催中の対応】	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断した場合は、休憩を宣告するとともに、議場内の全員に安全姿勢をとるよう指示する。(震度等が分かり次第、事務局長から報告される。) 《震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合》 <ul style="list-style-type: none"> ・議長は、本会議を再開して出席議員に伝えるとともに、ただちに延会を宣告する。 《震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合》 <ul style="list-style-type: none"> ・議長は、ただちに議会運営委員会の開催を求め、本会議の延会又は続行を決定する。(必要に応じて執行部の意見を求める。) ・議長は、本会議を再開して出席議員に伝えるとともに、延会又は議事の継続を宣告する。

段階	事項	行動内容
	②委員会等	<ul style="list-style-type: none"> 委員長等は、「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断した場合は、休憩を宣告するとともに、室内の全員に安全姿勢をとるよう指示する。(震度等が分かり次第、書記から報告される。) <p>《震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長等は、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに、ただちに閉会を宣言する。 <p>《震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長等は、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに、会議の閉会又は続行を決定する。(必要に応じて執行部の意見を求める。)
3時間以内	<p>【安否確認、情報伝達】</p> <p>①正副議長</p> <p>②その他の議員</p> <p>③不在、欠席議員</p>	<p>《震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）又は震度5弱（三重県沿岸に津波警報）で延会となった場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。 議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。 <p>・その他の議員は、事務局による安否確認及び情報伝達を受けた後、できる限り速やかに退庁する。 帰宅後は、速やかに「安否報告書」等により事務局に安否（家族、家屋等）を報告する。</p> <p>・登庁していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。 ・速やかに「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。</p>

段階	事項	行動内容
5日以内	【災害対策活動】 ①正副議長	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる。 ・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。 ・代表者会議の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策(素案)を検討する。
	②その他の議員	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。 ・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、「情報伝達票」により事務局に連絡する。(緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする。) ・常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。
5日目 午後1時	【代表者会議】	<ul style="list-style-type: none"> ・地震（津波）発生の日から起算して5日目の午後1時から代表者会議を開催し、議会の対応を協議、決定する。(自動招集) ・議長が開催する必要がないと認める場合、又は開催日時や場所を変更する場合は、その旨、関係者に通知する。 <p>※ 以降の対応は、代表者会議の決定に従うものとする。</p>

(2) 休会・閉会中

段階	事項	行動内容
東海地震 「調査情報」 発表	【情報伝達と対応】 ①情報伝達 ②すべての議員	<ul style="list-style-type: none"> 「調査情報」の発表は、事務局からも連絡される。 議員は、最新情報に十分注意しつつ、平常活動を継続する。
「注意情報」 発表	【情報伝達と対応】 ①情報伝達 ②正副議長 ③その他の議員	<ul style="list-style-type: none"> 「注意情報」発表は、事務局からも連絡される。 正副議長は速やかに登庁し、議会の対応を総括する。 その他の議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。
「予知情報」 発表(警戒宣言発令)	【情報伝達と対応】 ①情報伝達 ②正副議長 ③その他の議員	<ul style="list-style-type: none"> 「予知情報」発表は、事務局からも連絡される。 正副議長は速やかに登庁し、議会の対応を総括する。 その他の議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。
大規模地震 発生後 (三重県沿 岸に津波警 報又は大津 波警報が発 令された後) 3時間以内	【安否報告、情報伝達】 ①正副議長 ②その他の議員	<p>《震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 正副議長は、被害状況等に応じて必要と認める場合は速やかに登庁し、議会の対応を総括する。 議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。 震度5弱（津波警報）の市町を選挙区に含む議員及び震度等や選挙区に関わらず被害のある議員は、速やかに「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。

段階	事項	行動内容
5日以内	①正副議長 ②その他の議員 【災害対策活動】 ①正副議長 ②その他の議員	<p>《震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長は、速やかに登庁し、議会の対応を総括する。 ・議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。 <p>・すべての議員は、速やかに「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。</p> <p>・正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる。</p> <p>・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。</p> <p>・代表者会議の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策(素案)を検討する。</p> <p>・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。</p> <p>・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、「情報伝達票」により事務局に連絡する。（緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする。）</p> <p>・常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。</p>
5日目 午後1時	【代表者会議】	<p>・地震（津波）発生の日から起算して5日目の午後1時から代表者会議を開催し、議会の対応を協議、決定する。（自動招集）</p> <p>・議長が開催する必要がないと認める場合又は開催日時や場所を変更する場合は、その旨、関係者に通知する。</p> <p>※ 以降の対応は、代表者会議の決定に従うものとする。</p>

資料・様式

大規模災害に対する議会の対応事例

【兵庫県議会】

- H 7. 1. 17 阪神・淡路大震災
1. 18 各会派代表者会議
· 被災状況の把握
· 災害対策特別委員会の設置決定
· 各会派から知事への申し入れ
1. 25 全常任委員会
1. 29 臨時会

【愛知県議会】

- H 12. 9. 11 東海豪雨
9. 14 議会運営委員会
· 被災状況の把握（執行部から）
9. 22 団長会議
9. 19 本会議（9月定例会開会日）
· 復興への決意表明
9. 27 本会議
· 災害関連議案の可決
9. 28 県議会災害調査団の派遣
· 3班体制、38名
- H 20. 8. 26 平成20年8月末豪雨
9. 9 団長会議
· 被災状況の聴き取り
9. 12 議会運営委員会
· 被災状況の聴き取り
9. 17 建設委員会による現地調査
9. 18 本会議（定例会開会日）
· 復興への決意表明
10. 10 本会議（閉会日）
· 災害関連予算の可決
· 意見書案の可決

【宮城県議会】

- H 23. 3. 11 東日本大震災
〃 本会議（発災 20 分後に議場外で開催）
・「会議を開催できる時まで」会期延長
3. 15 本会議（閉会日）
・大震災対策調査特別委員会の設置
・決議案の可決
3. 17 知事に対する緊急要望
〃 国に対する緊急要請（3県議会議長合同）
3. 25 教育委員会に対する人事異動凍結の申し入れ
3. 29 特別委員会
・被災状況、対策の聴き取り
4. 1 政府調査団の派遣要請
4. 11 特別委員会
・復興基本方針の調査
4. 14～ 特別委員会による現地調査
・5日間、延べ 112 名

【三重県議会】

- H 16. 9. 29 台風21号と秋雨前線による豪雨
10. 6 防災生活振興常任委員会による現地調査
10. 14 全員協議会
・被災者への緊急支援策
10. 19 県土整備企業常任委員会による現地調査
11. 1 臨時会
・災害対策予算の可決
- H 23. 9. 2 台風12号
9. 7 県土整備企業常任委員会による現地調査（1泊2日）
9. 12 知事への申し入れ
9. 14 全員協議会
9. 27 本会議
・意見書案の可決
10. 24 本会議（休会予定日に開催）
・災害関連予算の可決

安否報告書

議員名	<p style="text-align: right;">議員 (本人以外が記入の場合 お名前 : 続柄)</p>
安否	<input type="checkbox"/> 無事 <input type="checkbox"/> 被害あり (人的、物的被害について具体的に記入)
現在の居所	<input type="checkbox"/> 自宅又は事務所 <input type="checkbox"/> その他 (所在地、名称等を具体的に記入)
連絡方法 (可能なものすべてにチェック)	<ul style="list-style-type: none"> ・ FAX <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自宅又は事務所 <input type="checkbox"/> その他 (番号 :) ・ 電話 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自宅又は事務所 <input type="checkbox"/> その他 (番号 :) <input type="checkbox"/> 携帯電話 (番号 :) ・ メール <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> パソコン (アドレス :) <input type="checkbox"/> 携帯電話 (アドレス :) <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイアル (登録電話番号 :) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入)
特記事項	

三重県議会議長 様

情報伝達票

発信者	議員	区分	<input type="checkbox"/> 要請・要望 <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 情報提供
発信日時	月 日 時 分		
発信元	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他（名称、電話番号等を記入）		
内 容	【いつ、どこで、誰が、なぜ、何を、どのように】		

(事務局 記入欄)

受信日時	月 日 時 分	伝達日時	月 日 時 分
伝達先	<input type="checkbox"/> 正副議長 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 全議員 <input type="checkbox"/> 執行部（災害対策本部）	
処理結果等			

大規模地震対応マニュアル

(事務局職員編)

平成27年12月

三重県議会

「大規模地震対応マニュアル（事務局職員編）」について

本編は、非常時における議員の役割と取るべき行動を定めた「大規模地震対応マニュアル」がより効果的、効率的に運用されるよう、議員活動をサポートする事務局職員の視点に立って、その行動内容及び平時から備えておくべき事項等について整理したものである。

なお、本マニュアルは、県内全域にわたって風水害等が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき（甚大な被害）にも準用するものとする。

このマニュアルに基づく事務局職員の研修及び防災訓練を年1回程度実施するものとする。

目 次

1 基本的な対応

(1) 事務局の体制	1
(2) 来庁者、避難者への対応	2
(3) 物資、食糧の備蓄	3
(4) 緊急通行車両の登録	4

2 状況別対応マニュアル

(1) 本会議等開催中	5
・ 東海地震「調査情報」発表	
・ 同 「注意情報」発表	
・ 同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）	
・ 大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
(2) 休会・閉会中	12
・ 東海地震「調査情報」発表	
・ 同 「注意情報」発表	
・ 同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）	
・ 大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
(3) 時間外・休日	17
・ 東海地震「調査情報」発表	
・ 同 「注意情報」発表	
・ 同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）	
・ 大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	

資料 21

- 警戒宣言発令時における公共交通機関等の状況（資料1）
- 県庁付近の避難所・一時避難所（資料2）
- 非常用 備蓄物資・食糧一覧表（資料3）
- 緊急通行車両標章、事前届出書及び届出済証（資料4）

1 基本的な対応

(1) 事務局の体制

① 班編成及び担当業務

マニュアルが適用される事態が発生した場合の事務局の体制は、下表のとおりとする。ただし、班編成及び各班の担当業務は、状況により臨機応変に対応する。

	班 員	主な担当業務
総 括	局長、次長	・事務局の総括
総務班	総務課職員 (班長：総務課長)	・正副議長への連絡、情報伝達 ・職員への連絡、情報伝達 ・災害対策本部からの情報収集 ・防災物品の準備 ・代表者会議の準備
議員対応班	議事課職員 (班長：議事課長)	・開催中の本会議、委員会等の対応 ・議員（正副を除く）への連絡、情報伝達 ・議員からの情報の収集、整理
安全確保班	企画法務課職員 (班長：企画法務課長)	・傍聴者、来庁者への対応 ・議事堂内の安全点検、応急措置 ・避難住民への対応
時間外・休日 (全員参集を除く)	指定職員（各課1名）	・上記の業務のうち、優先度の高い業務 (必要に応じて各班長の指示を受ける)

② 災害対策本部への派遣

【災害対策統括部】

- ・災害レベル2以上で災害対策統括部から要請がある場合、又は議会事務局が必要と認める場合には、災害対策本部との情報交換、連絡調整のため、統括部総務広報隊に職員1名を常駐させる。

レベル1＝被害がないか、軽微な被害で基本的に市町で対応可能

レベル2＝県及び県内市町で応援可能

レベル3＝隣接府県からの応援が必要

レベル4＝全国的な応援が必要

- ・派遣職員は、年度当初に総務課の中から選定し、防災対策部の実施する図上訓練等にも参加する。

【緊急派遣チーム】

- ・ 大規模災害発生時の市町への支援のため、「災害対策本部緊急派遣チーム活動実施要領」に基づく派遣職員2名を登録する。
- ・ 派遣職員は、防災対策部からの要請により企画法務課、議事課の中から選定する。

(3) 時間外・休日の体制

【指定職員が参集】

- ・ 指定職員は、「東海地震調査情報」「県内に震度5弱」「三重県沿岸に津波警報」のいずれかが発表・発生した場合、速やかに事務局へ参集すること。（「東海地震調査情報」の発表は防災対策課から「携帯電話一斉メール」により連絡されるが、「県内に震度5弱」「三重県沿岸に津波警報」は連絡されないので、「防災みえ.jp」のメール配信サービスの利用など平時から迅速な情報入手を図つておくこと。）
- ・ 指定職員は各課1名とし、予備も含めて毎年度4月1日に登録する。
- ・ 指定職員以外の職員は、その後の情報に注意するとともに、常に連絡が取れるよう留意する。

【全職員が参集】

- ・ 全職員は、「東海地震注意情報」「東海地震予知情報」「県内に震度5強以上」「三重県沿岸に大津波警報」のいずれかが発表・発生した場合、速やかに事務局へ参集すること。
- ・ 防災対策課から「携帯電話一斉メール」により連絡されるが、自動参集であり、連絡を待つことなく参集すること。
- ・ 総務課長は、職員の参集状況に応じて、必要があれば、暫定的な班体制を決定する。
- ・ 参集できない職員、やむを得ず最寄りの県機関へ参集した職員は、速やかに事務局へ報告すること。
- ・ 各班は、参集していない班員（連絡のあった者を除く）の安否確認を行い、総務班に連絡する。

(2) 来庁者、避難者への対応

「東海地震注意情報」「東海地震予知情報」「県内に震度5強以上」「三重県沿岸に大津波警報」のいずれかが発表・発生した場合、又は「県内に震度5弱」「三重県沿岸に津波警報」のいずれかが発生し、本会議や委員会等

が延会（閉会）となった場合は、来庁者等の安全確保のため、次のとおり対応するものとする。

① 傍聴者の誘導

- ・ 本会議が延会となった場合は、ただちに安全確保班（傍聴受付）は傍聴者を誘導し、議事堂から退出するよう求める。
- ・ 委員会等（議会が開催するすべての会議）が閉会となった場合は、担当書記はただちに傍聴者を誘導し、議事堂から退出するよう求める。

② 来庁者の確認、誘導

- ・ 安全確保班は議事堂内を巡視し、来庁者があれば情報を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。

③ 一時待機

- ・ 大規模地震発生後であって来庁者の議事堂からの安全な退出に不安がある場合、又は「東海地震予知情報」が発表され警戒宣言が発令されたために公共交通機関等による帰宅が困難である場合は、エントランスホールを一時待機場所とする。一時待機中は、展示ホールのテレビをつけたほか、随時、事務局からも必要な情報提供を行う。（公共交通機関等の状況は資料1のとおり）

④ 一時保護

- ・ 議事堂に近隣住民が避難してきた場合は、エントランスホールに誘導するとともに、被害状況、緊急対策、交通状況等の情報を提供する。
- ・ 可能であれば、避難場所又は一時避難場所への移動をお願いする。
(県庁付近の指定場所は資料2のとおり)

(3) 物資、食糧の備蓄

大規模地震発生等の非常時に備えて、議会事務局において独自に非常用物資や非常食の備蓄を行うものとする。（備蓄物資等は資料3のとおり）

① 非常用物資

- ・ 発災直後の安全確認、応急処置、情報収集等に必要な物品や資材を準備し、すぐに取り出せる場所に保管しておく。
- ・ 非常用物資は、常に必要数を確保し良好な状態で使用できるよう、毎

年度当初に数量や状態を点検、確認する。

② 非常食

- ・ 1人1日あたり「保存食 1,000 kcal、保存水 2ℓ」として、40人×2日分を常時、備蓄する。（防災対策部では、正規職員 2,500 人分の保存食と保存水を3日分備蓄しているが、1日2食の計算であり十分とは言えない。）
- ・ 購入費用は、当分の間、議会事務局親睦会の負担とする。
(H17 年度以降、購入する際には会員の了解を得ている。)

(4) 緊急通行車両の登録

「大規模地震に関する申し合わせ」(H27.12.18 代表者会議一部改正)に基づき正副議長が登庁する場合において、公共交通機関の途絶や道路交通規制等により登庁が困難である場合には、公用車を差し向けるものとする。

そのため、正副議長車について、次のとおり緊急通行車両の申請手続を行う。

① 津警察署交通課に「緊急通行車両等事前届出書」を提出し、「届出済証」の交付を受けている。（関係書類は資料4のとおり）

この「届出済証」は、車両の変更や廃止がない限り有効であり、該当車両（正副議長車）の車内に保管するものとする。

② 緊急通行車両が必要となった場合には、「届出済証」を警察本部交通規制課又は津警察署交通課に提出し、「緊急輸送車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受ける。

この「標章」を掲示することにより、公安委員会が道路交通制限を行う道路も通行可能となる。

2 状況別対応マニュアル

(1) 本会議等開催中

段 階	事 項	行 動 内 容
東海地震 「調査情報」 発表	<p>【総務班】</p> <p>①情報伝達</p> <p>②正副議長への連絡</p> <p>【議員対応班】</p> <p>①本会議</p> <p>②委員会等</p> <p>③その他の議員への連絡</p> <p>【安全確保班】</p> <p>①傍聴受付</p> <p>②議会図書室</p> <p>③議事堂内の巡視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「調査情報」発表を伝える。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意しつつ、通常業務を行う。 ・議事堂に不在の場合は、電話等で「調査情報」発表を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局連絡員は、議場内職員に「調査情報」発表を伝える。 ・事務局長は、議長に伝え、議場内への周知を進言する。原則として議事は続行する。 <ul style="list-style-type: none"> ・書記は、委員長等に「調査情報」発表を伝え、在室している者全員への周知を進言する。原則として議事は続行する。 ・登庁している議員には直接に「調査情報」発表を伝える。 ・議事堂に不在の議員には電話等で「調査情報」発表を伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴受付の担当者は、掲示等により「調査情報」発表を傍聴希望者に伝える。(傍聴席へは議長発言により伝えられる。) ・図書室職員は、「調査情報」発表を利用者に伝える。 ・議事堂内を巡視し、来庁者に「調査情報」発表を伝える。

段階	事項	行動内容
「注意情報」発表	【総務班】 ①情報伝達 ②正副議長への連絡 ③防災物品の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「注意情報」発表を伝える。(マンドルーラは速やかに閉店する。) ・防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 ・議事堂に不在の場合は、電話等で「注意情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。 ・保管物資(ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等)及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。
	【議員対応班】 ①本会議 ②委員会等 ③その他の議員への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局連絡員は、議場内職員に「注意情報」発表を伝える。 ・事務局長は、ただちに議長に伝え、議場内への周知及び延会を進言する。 ・書記は、ただちに委員長等に「注意情報」発表を伝え、在室している者全員への周知及び閉会を進言する。 ・閉会宣告後、傍聴者にはただちに議事堂から退出するよう求める。 ・登庁している議員には直接「注意情報」発表を伝えるとともに、速やかに退庁し、自宅等で待機するよう求める。 ・議事堂に不在の議員には電話等で「注意情報」発表を伝えるとともに、自宅等で待機するよう求める。
	【安全確保班】 ①傍聴受付 ②議会図書室 ③議事堂内の巡視 ④安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴受付の担当者は、延会宣告後、傍聴者を誘導し、ただちに議事堂から退出するよう求める。 ・図書室職員は、利用者に「注意情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。(図書室は閉館する。) ・議事堂内を巡視し、来庁者に「注意情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。 ・乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 ・避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 ・落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 ・火元の安全を確認する。

段階	事 項	行 動 内 容
「予知情報」発表（警戒宣言発令）	<p>【総務班】</p> <p>①情報伝達</p> <p>②正副議長への連絡</p> <p>③防災物品の準備</p> <p>【議員対応班】</p> <p>①本会議</p> <p>②委員会等</p> <p>③その他の議員への連絡</p> <p>【安全確保班】</p> <p>①傍聴受付</p> <p>②議会図書室</p> <p>③議事堂内の巡視</p> <p>④安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「予知情報」発表を伝える。(マンドルーラは速やかに閉店する。) ・防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・議事堂に不在の場合は、「予知情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・保管物資（ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局連絡員は、議場内職員に「予知情報」発表を伝える。 ・事務局長は、ただちに議長に伝え、議場内への周知及び延会を進言する。 <ul style="list-style-type: none"> ・書記は、ただちに委員長等に「予知情報」発表を伝え、在室している者全員への周知及び閉会を進言する。 ・閉会宣告後、傍聴者にはただちに議事堂から退出するよう求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・登庁している議員には直接「予知情報」発表を伝えるとともに、速やかに退庁し、自宅等で待機するよう求める。 ・議事堂に不在の議員には電話等で「予知情報」発表を伝えるとともに、自宅等で待機するよう求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴受付の担当者は、延会宣告後、傍聴者を誘導し、ただちに議事堂から退出するよう求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・図書室職員は、利用者に「予知情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。(図書室は閉館する。) <ul style="list-style-type: none"> ・議事堂内を巡視し、来庁者に「予知情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 ・避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 ・落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 ・火元の安全を確認する。

段階	事項	行動内容
大規模地震発生直後 (震度5弱以上) (三重県沿岸に津波警報又は大津波警報発令直後)	<p>【総務班】</p> <p>①震度確認と情報伝達</p> <p>②職員等の安否確認</p> <p>③情報の収集と伝達</p> <p>④正副議長への連絡</p> <p>【議員対応班】</p> <p>①本会議</p> <p>②委員会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動を感じた場合は、全職員に安全姿勢をとるよう指示する。 ・震動が収まり次第、テレビや津地方気象台HP等で県内の震度を確認する。(震度3以上の場合は1分半で地域別、5分程度で市町別の震度が発表される。) ・震度5弱(三重県沿岸に津波警報)以上の場合は事務局全職員、議会受付、マンドルーラに伝える。 ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラの安否確認を行う。出張や休暇中の職員は、事務局へ安否を報告する。(総務班からも連絡する。) ・防災情報システム等から被害状況等の情報を収集し、全職員に伝達する。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 <p>【震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長が不在の場合は、速やかに登庁を求める。 <p>【震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長が不在の場合は、必要に応じて登庁を求める。 <p>※公共交通機関の途絶や交通規制により登庁が困難な場合は、「緊急通行車両標章」を掲示した公用車を使用する。</p> <p>【震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議を再開し、ただちに延会を宣告する。 <p>【震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会開催後、本会議を再開し、延会又は続行を宣告する。 <p>・「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断された場合は、休憩が宣告されるとともに、議場内の全員に安全姿勢をとるよう指示される。</p> <p>・事務局連絡員は、震度(波高)が判明次第、議場内職員に伝える。</p> <p>・局長は議長に伝え、次の措置を進言する。</p> <p>【震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議を再開し、ただちに延会を宣告する。 <p>【震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会開催後、本会議を再開し、延会又は続行を宣告する。 <p>・「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断された場合は、休憩が宣告されるとともに、室内の全員に安全姿勢をとるよう指示される。</p> <p>・書記は、震度(波高)が判明次第、委員長等に伝える。</p>
		- 8 -

段階	事項	行動内容
3時間以内 (延会等になった場合)	<p>【安全確保班】</p> <p>①傍聴受付</p> <p>②議会図書室</p> <p>③議事堂内の巡視</p> <p>④エントランスホールでの一時待機</p> <p>【総務班】</p> <p>①情報収集</p> <p>②正副議長への報告</p> <p>③防災物品の準備</p> <p>【議員対応班】</p> <p>①「安否報告書」の送信</p>	<p>【震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただちに、会議の閉会が宣告される。 ・閉会宣告後、傍聴者にはただちに議事堂から退出するよう求める。 <p>【震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長等の判断により、会議の閉会又は続行が宣告される。 ・閉会宣告がされた場合は、傍聴者にはただちに議事堂から退出するよう求める。 <p>・傍聴受付の担当者は、傍聴者の安否を確認するとともに、延会宣告後、傍聴者を誘導し、ただちに議事堂から退出するよう求める。</p> <p>・図書室職員は、利用者の安否を確認するとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。（図書室は閉館する。）</p> <p>・議事堂内を巡視し、来庁者の安否を確認するとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。</p> <p>・来庁者の議事堂からの退出に不安がある場合は、エントランスホールを一時待機場所とする。</p> <p>・一時待機中は、展示ホールのテレビをつけるほか、隨時、事務局からも情報提供を行う。</p> <p>・「防災情報システム」等から情報を入手するとともに、直接、災害対策本部（執行部）からも対応状況や被害状況等に関する情報を収集する。</p> <p>・正副議長に、その時点での議員や職員の安否、被害状況等の情報を報告する。</p> <p>・必要に応じて、保管物資（ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。</p> <p>・震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合は全議員に、震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合は該当市町を選挙区とする議員に「安否報告書」をFAXする等により、安否を確認して取りまとめる。</p>

段階	事 項	行 動 内 容
	②安否確認と情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 登庁している議員には、その時点での情報を伝達するとともに、速やかに退庁し、帰宅後、「安否報告書」等により人的、物的被害の有無を報告するよう求める。 登庁していない議員には、マニュアルに従ってFAX、電話等により安否確認を行うとともに、その時点での情報を伝達する。 議事堂内の被害状況を確認し、危険箇所があれば応急の安全対策を行う。
	【安全確保班】 ①被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 議事堂に住民が避難してきた場合は、エントランスホールに誘導するとともに、被害状況、緊急対策、交通状況等の情報を提供する。
	②住民の一時保護	<ul style="list-style-type: none"> 可能であれば、一時避難場所（県庁前公園、津偕楽公園等）、避難所（アストプラザ等）への移動をお願いする。
5日以内	【総務班】 ①情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 「防災情報システム」等から情報を入手するとともに、直接、災害対策本部（執行部）からも対応状況や被害状況等に関する情報を収集する。
	②正副議長への報告	<ul style="list-style-type: none"> 正副議長に、災害対策本部等からの情報を報告する。 「情報伝達票」等により議員から提供された情報があれば報告する。
	③伝達すべき情報の整理	<ul style="list-style-type: none"> 議員に伝達すべき情報について、正副議長から指示を受ける。（伝達は議員対応班から行う。） 議員から提供された情報のうち災害対策本部等へ伝達すべき情報について、正副議長から指示を受けて伝達する。
	④代表者会議の準備	<ul style="list-style-type: none"> 5日目に自動招集される代表者会議について、開催の要否を正副議長と協議して決定する。 開催しない場合や日時を変更する場合は、代表者会議メンバーに通知する。（自動招集日時に開催する場合も、できる限り事前に通知する。） 議会としての対応策（素案）について、正副議長と協議して作成しておく。
	【議員対応班】 ①安否等の把握	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルに従い、常に議員との連絡手段を確保し、安否等に変更がないか把握に努める。

段階	事 項	行 動 内 容
5日目 午後1時	<p>②議員への情報伝達</p> <p>③議員からの情報の整理</p> <p>【安全確保班】</p> <p>①議事堂内の設備点検</p> <p>②避難住民への対応</p> <p>【代表者会議】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長から指示された情報を全議員、又は関係する議員に伝達する。 ・「情報伝達票」等により議員から提供された情報を整理し、総務班を経由して、正副議長に伝達する。 ・議場、委員会室、会議室等の状況を点検し、使用の可否を確認する。 ・必要に応じて、応急措置や修繕の依頼を行う。 ・避難してきた住民がエントランスホールに残っている場合は、食糧、情報を提供する。 ・できるだけ早急に、所定の避難所等への移動をお願いする。 ・代表者会議が開催される。 <p>※ 以降の対応は、代表者会議の決定に従うものとする。 ※ マニュアルに従い、必要な業務を継続する。</p>

(2) 休会・閉会中

段階	事項	行動内容
東海地震 「調査情報」 発表	【総務班】 ①情報伝達 ②正副議長への連絡 【議員対応班】 ①議員への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「調査情報」発表を伝える。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意しつつ、通常業務を行う。 登庁されている場合は直接に、不在の場合は電話等で「調査情報」発表を伝える。 登庁している議員には、直接、「調査情報」発表を伝える。 登庁していない議員へは、電話等で「調査情報」発表を伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。
「注意情報」 発表	【総務班】 ①情報伝達 ②正副議長への連絡 ③防災物品の準備 【議員対応班】 ①議員への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「注意情報」発表を伝える。(マンドルーラは速やかに閉店する。) 防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 登庁されている場合は直接に、不在の場合は電話等で「注意情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。 保管物資(ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等)及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。 登庁している議員には、直接、「注意情報」発表を伝えるとともに、速やかに退庁し、自宅等で待機するよう求める。 議事堂に不在の議員には電話等で「注意情報」発表を伝えるとともに、現在地を確認のうえ、自宅等で待機するよう求める。
	【安全確保班】 ①議会図書室	<ul style="list-style-type: none"> 図書室職員は、利用者に「注意情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。(図書室は閉館する。)

段階	事 項	行 動 内 容
「予知情報」発表（警戒宣言発令）	②議事堂内の巡視 ③安全対策 【総務班】 ①情報伝達 ②正副議長への連絡 ③防災物品の準備 【議員対応班】 ①議員への連絡 【安全確保班】 ①図書室 ②議事堂内の巡視 ③安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・議事堂内を巡視し、来庁者に「注意情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。 ・乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 ・避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 ・落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 ・火元の安全を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「予知情報」発表を伝える。（マンドルーラは速やかに閉店する。） ・防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・登庁されている場合は直接に、不在の場合は電話等で「予知情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。 ・保管物資（ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・登庁している議員には直接、「予知情報」発表を伝えるとともに、速やかに退庁し、自宅等で待機するよう求める。 ・議事堂に不在の議員には電話等で「予知情報」発表を伝えるとともに、現在地を確認のうえ、自宅等で待機するよう求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・図書室職員は、利用者に「予知情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。（図書室は閉館する。） ・議事堂内を巡視し、来庁者に「予知情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。 ・乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 ・避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 ・落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 ・火元の安全を確認する。

段階	事項	行動内容
大規模地震発生直後 (震度5弱以上) (三重県沿岸に津波警報又は大津波警報発令直後)	<p>【総務班】</p> <p>①震度確認と情報伝達</p> <p>②職員等の安否確認</p> <p>③情報の収集と伝達</p> <p>④正副議長への連絡</p> <p>【議員対応班】</p> <p>①「安否報告書」の送信</p> <p>②安否確認と情報伝達</p> <p>【安全確保班】</p> <p>①議会図書室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動を感じた場合は、全職員に安全姿勢をとるよう指示する。 ・震動が収まり次第、テレビや津地方気象台HP等で県内の震度を確認する。(震度3以上の場合は1分半で地域別、5分程度で市町別の震度が発表される。) ・震度5弱(三重県沿岸に津波警報)以上の場合には事務局全職員、議会受付、マンドルーラに伝える。 ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラの安否確認を行う。出張や休暇中の職員は、事務局へ安否を報告する。(総務班からも連絡する。) ・防災情報システム等から被害状況等の情報を収集し、全職員に伝達する。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 <p>【震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長が不在の場合は、速やかに登庁を求める。 <p>【震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長が不在の場合は、必要に応じて登庁を求める。 <p>※公共交通機関の途絶や交通規制により登庁が困難な場合は、「緊急通行車両標章」を掲示した公用車を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合は全議員に、震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合は該当市町を選挙区とする議員に「安否報告書」をFAXする等により、安否を確認して取りまとめる。 ・登庁している議員には、ただちに安否を確認し、その時点での情報を伝達する。原則として、速やかに退庁し、帰宅後、「安否報告書」等により家族の安否等を報告するよう求める。 ・登庁していない議員には、マニュアルに従ってFAX、電話等により安否確認を行うとともに、その時点での情報を伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> ・図書室職員は、利用者の安否を確認するとともに、可能であれば、議事堂から退出するよう求める。(図書室は閉館する。)

段階	事項	行動内容
3時間以内	<p>②議事堂内の巡視 ④エントランスホールでの一時待機</p> <p>【総務班】 ①情報収集 ②正副議長への報告 ③防災物品の準備</p> <p>【議員対応班】 ①安否確認と情報伝達の継続</p> <p>【安全確保班】 ①被害状況調査 ②住民の一時保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事堂内を巡視し、来庁者の安否を確認するとともに、可能であれば議事堂から退出するよう求める。 ・来庁者の議事堂からの退出に不安がある場合は、エントランスホールを一時待機場所とする。 ・一時待機中は、展示ホールのテレビをつけるほか、隨時、事務局からも情報提供を行う。 ・「防災情報システム」等から情報を入手するとともに、直接、災害対策本部（執行部）からも対応状況や被害状況等に関する情報を収集する。 ・正副議長に、その時点での議員や職員の安否、被害状況等の情報を報告する。 ・必要に応じて、保管物資（ラジオ、乾電池、懐中電灯、ガムテープ、ヘルメット、軍手、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。 ・引き続き、安否の確認、取りまとめを行うとともに、その時点での情報を伝達する。 ・議事堂内の被害状況を確認し、危険箇所があれば応急の安全対策を行う。 ・議事堂に住民が避難してきた場合は、エントランスホールに誘導するとともに、被害状況、緊急対策、交通状況等の情報を提供する。 ・可能であれば、一時避難場所（県庁前公園、津偕楽公園等）、避難所（アストプラザ等）への移動をお願いする。
5日以内	<p>【総務班】 ①情報収集 ②正副議長への報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災情報システム」等から情報を入手するとともに、直接、災害対策本部（執行部）からも対応状況や被害状況等に関する情報を収集する。 ・正副議長に、災害対策本部等からの情報を報告する。 ・「情報伝達票」等により議員から提供された情報があれば報告する。

段階	事項	行動内容
	③伝達すべき情報の整理 ④代表者会議の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・議員に伝達すべき情報について、正副議長から指示を受ける。 (伝達は議員対応班から行う。) ・議員から提供された情報のうち災害対策本部等へ伝達すべき情報について、正副議長から指示を受けて伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> ・5日目に自動招集される代表者会議について、正副議長と協議、調整する。 ・開催しない場合や日時を変更する場合は、代表者会議メンバーに通知する。(自動招集日時に開催する場合も、できる限り事前に通知する。) ・議会としての対応策(素案)について、正副議長と協議して作成しておく。
	【議員対応班】 ①安否等の把握 ②議員への情報伝達 ③議員からの情報の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに従い、常に議員との連絡手段を確保し、安否等に変更がないか把握する。 ・正副議長から指示された情報を全議員、又は関係する議員に伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「情報伝達票」等により議員から提供された情報を整理し、総務班を経由して、正副議長に伝達する。
	【安全確保班】 ①議事堂内の設備点検 ②避難住民への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・議場、委員会室、会議室等の状況を点検し、使用の可否を確認する。 ・必要に応じて、応急措置や修繕の依頼を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難してきた住民がエントランスホールに残っている場合は、食糧、情報を提供するとともに、できるだけ早急に、所定の避難所等への移動をお願いする。
5日目 午後1時	【代表者会議】	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議が開催される。 <p>※ 以降の対応は、代表者会議の決定に従うものとする。 ※ マニュアルに従い、必要な業務を継続する。</p>

(3) 時間外・休日

段 階	事 項	行 動 内 容
東海地震 「調査情報」 発表	<p>【全職員】</p> <p>①情報の受信</p> <p>【指定職員】</p> <p>①事務局への参集</p> <p>②正副議長への連絡</p> <p>③議員への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課からの「携帯電話一斉メール」により「調査情報」発表が伝えられる。 その後の情報発表に注意するとともに、常に連絡が取れるよう留意する。 議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網により電話連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> 指定職員は、速やかに事務局へ参集する。 <p>※ 指定職員は各課1名とし、予備も含めて毎年4月1日に登録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話等で「調査情報」発表を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> 全議員にFAX又はメールで「調査情報」発表を伝える。その後、状況に応じて電話等でも伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。 <p>※必要に応じて、各班長と連絡を取り、指示を受ける。</p>
「注意情報」 発表	<p>【全職員】</p> <p>①情報の受信</p> <p>②事務局への参集</p> <p>【総務班】</p> <p>①情報伝達</p> <p>②正副議長への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課からの「携帯電話一斉メール」により「注意情報」発表が伝えられる。 議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網により電話連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> 全職員は、速やかに事務局へ参集する。(自動参集) 総務課長は、職員の参集状況に応じて、必要があれば暫定的な班体制を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> 電話等で「注意情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。

段階	事項	行動内容
	③防災物品の準備 【議員対応班】 ①議員への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 保管物資（ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。 電話等で「注意情報」発表を伝えるとともに、現在地を確認のうえ、自宅等で待機するよう求める。
	【安全確保班】 ①安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 火元の安全を確認する。
「予知情報」 発表（警戒宣言発令）	【全職員】 ①情報の受信 ②事務局への参集 ③班体制の決定	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課からの「携帯電話一斉メール」により「予知情報」発表が伝えられる。 議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網により電話連絡する。 全職員は、速やかに事務局へ参集する。（自動参集） 総務課長は、職員の参集状況に応じて、必要があれば暫定的な班体制を決定する。
	【総務班】 ①情報の収集と伝達 ②正副議長への連絡 ③防災物品の準備	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 電話等で「予知情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。 保管物資（ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。

段階	事項	行動内容
大規模地震発生直後 (震度5弱以上) (三重県沿岸に津波警報又は大津波警報発令直後)	<p>【議員対応班】 ①議員への連絡</p> <p>【安全確保班】 ①安全対策</p> <p>【指定職員】</p> <p>①事務局への参集</p> <p>②情報の収集</p> <p>③正副議長への連絡</p> <p>④「安否報告書」の送信</p> <p>⑤議員への連絡</p> <p>【全職員】</p> <p>①情報の受信</p> <p>②自動参集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電話等で「予知情報」発表を伝えるとともに、現在地を確認のうえ、自宅等で待機するよう求める。 ・乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 ・避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 ・落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 ・火元の安全を確認する。 <p>【震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定職員は、速やかに事務局へ参集する。（防災対策課からの一斉メールは送信されないので注意すること。） ・議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網により電話連絡する。 ・防災情報システム等から被害状況等の情報を収集する。 ・電話等で連絡のうえ、必要に応じて登庁を求める。 ・震度5弱（津波警報）の市町を選挙区とする議員に「安否報告書」をFAXする等により、安否を確認して取りまとめる。 ・全議員にFAX又はメールで地震発生を伝える。その後、可能であれば、電話等でも伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。 <p>※必要に応じて、各班長と連絡を取り、指示を受ける。</p> <p>【震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策課からの「携帯電話一斉メール」により伝えられる。 ・議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網により電話連絡する。 ・全職員は、速やかに事務局へ参集する。

段階	事項	行動内容
	<p>③班体制の決定</p> <p>【総務班】</p> <p>①情報の収集と伝達</p> <p>②正副議長への連絡</p> <p>③職員の安否確認</p> <p>【議員対応班】</p> <p>①「安否報告書」の送信</p> <p>②情報伝達</p> <p>【安全確保班】</p> <p>①被害状況調査</p> <p>②住民の一時保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務課長は、職員の参集状況に応じて、暫定的な班体制を決定する。 防災情報システム等から被害状況等の情報を収集し、全職員に伝達する。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 電話等で連絡のうえ、速やかに登庁を求める。 <p>※公共交通機関の途絶や交通規制により登庁が困難な場合は、「緊急通行車両標章」を掲示した公用車を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 参集していない職員があれば、安否確認を行う。 全議員に「安否報告書」をFAXする等により、安否を確認して取りまとめる。 FAX、電話等で、その時点での情報を伝達する。 議事堂内の被害状況を確認し、危険箇所があれば応急の安全対策を行う。 議事堂に住民が避難してきた場合は、エントランスホールに誘導するとともに、被害状況、緊急対策、交通状況等の情報を提供する。 可能であれば、一時避難場所（県庁前公園、津偕楽公園等）、避難所（アストプラザ等）への移動をお願いする。 <p>※ 以降の対応は、(1)、(2)に準じるものとする。</p>

資料

警戒宣言発令時における公共交通機関等の状況

【近 鉄】

- 次の区間で列車の運転を中止する。

名古屋線	名古屋～川越富洲原
山 田 線	明星～宇治山田
鳥 羽 線	宇治山田～鳥羽（全線）
志 摩 線	鳥羽～賢島（全線）

- 川越富洲原～明星では特急列車の運転を取りやめ、一般列車も運転本数を減らすほか、減速運転を行う。
- 大阪・京都方面と名古屋・伊勢方面を結ぶ直通列車は、運転の取りやめや運転区間の変更など、通常運転ができなくなる。

【J R】

- 次の区間で列車の運転を中止する。

関西本線	名古屋～四日市、亀山～島ヶ原（県内）
紀勢本線	三瀬谷～鵜殿（県内）
参 宮 線	多気～鳥羽（全線）

- その他の区間では運転本数を減らすほか、減速運転を行う。

【三重交通バス】

- 全ての区間で運転を中止する。

【道路交通】

- 「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」(H23年3月中央防災会議)において、次のとおり定められている。

強化地域内の車両の走行は、極力抑制する。

強化地域内への車両の流入は、極力制限する。

強化地域外への車両の流出は、交通の混乱が生じない限り制限しない。

高速道路においては、強化地域への車両の流入を制限するとともに、強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限する。

- 東海地震強化地域 伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

県庁付近の避難所・一時避難所（津市指定）

【避難所】

地震、風水害などの大規模災害に対し、避難した市民を保護するため施設

施設名	所在地	電話
アストプラザ	羽所町700（アスト津4・5階）	222-2525
三重大学附属小学校	観音寺町359	227-1295
橋北中学校	桜橋二丁目38-1	228-3114
観音寺保育園	観音寺町604-74	227-5910
西が丘小学校	長岡町800-437	225-3407

【一時避難所】

家屋倒壊、堤防の決壊などにより危険な場合に、一時的に立ち退いて危険を避ける場所

施設名	所在地
南立誠小学校グラウンド	桜橋二丁目39
三重県教育文化会館駐車場	桜橋二丁目142
創価学会三重文化会館	桜橋三丁目446-40
県庁前公園	栄町一丁目956
津偕楽公園	広明町147-1
総合教育センター駐車場	大谷町12
津商業高等学校グラウンド	渋見町699-1

非常用 備蓄物資・食糧一覧表

(平成 27 年 12 月 18 日現在)

【物 資】

品 目	数 量	保 管 場 所
ラジオ	3	2 F 事務局コピー室 防災物品ロッカー
懐中電灯	2	2 F 事務局コピー室 防災物品ロッカー
ランタン	2	2 F 事務局コピー室 防災物品ロッカー
防災服（予備）	上着 55、ズボン 32	2 F 事務局コピー室
ヘルメット	75	B 1 F 倉庫（南東角、駐車場出入口付近）
軍 手	60	2 F 事務局コピー室 防災物品ロッカー
長 靴	36	B 1 F B 階段下の棚
ガムテープ	10	2 F 事務局コピー室 防災物品ロッカー
救急箱	2	2 F 事務局 総務課ロッカーNo. 4

【食糧、飲料水】

品 目	数 量	保 管 場 所	保存期限
缶入非常食 3 種	32	2 F 事務局休憩室	H29 年 5 月
保存水（2ℓボトル）	36	2 F 事務局休憩室	H29 年 7 月
非常食（袋）	60	2 F 事務局休憩室	H33 年 5 月
保存水（2ℓボトル）	24	2 F 事務局休憩室	H38 年 2 月

緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色する。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

地震防災 災害	応急対策用	地震防災 災害	応急対策用
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証	
公安委員会 様	年 月 日	左記のとおり事前届出を受けたことを証する	年 月 日
申請者住所 (電話)	氏名	印	印
番号に表示されたいる番号 車両の用途（緊急輸送を行ふ人・員又は品名）		(注) 1 警戒宣誓発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、 警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。	
使用者	住所	() 局番	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出で再交付を受けてください。
出発地			3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となつたとき (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。			

○南海トラフ地震に関する情報(臨時)及び弾道ミサイル発射によるJアラートへの対応について

三重県議会大規模地震対応マニュアルについて、気象庁による「東海地震に関する情報」の発表が廃止され、新たに「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」の発表が行われること、更には弾道ミサイル発射によるJアラート作動時の対応が必要となることから、これらに関係する部分を下表のように運用する。

なお、同マニュアルは、当面(国が新たな防災対応を定め、執行部が地域防災計画等を見直すまで)の間、現行の内容で運用することとする。

【廃止】東海地震に関する情報の対応内容

(平成29年10月31日で終了)※「三重県議会 大規模地震対応マニュアル」より抜粋

	議 員	事務局	執行部 (参考)			
			本会議、委員会等の会議開催中	休会・閉会中	配備体制	参集基準
調査情報 (臨時)	(本会議、委員会等) 原則として、議事を続行 (不在、欠席議員) 最新情報に注意し、平常活動を継続	最新情報に十分注意し、平常活動を継続	各課1名を配置 ※適宜、全議員に情報提供		準備体制	各班の配備計画により参集
注意情報	(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告 (委員会等) 委員長等は、ただちに閉会を宣告	正副議長は登庁し、議会の対応を総括	全職員参集 ※同上		警戒体制	全職員参集
予知情報 (警戒宣言発令)	(不在、欠席議員) 不急の外出は見合わせ、自宅等で待機	不急の外出は見合わせ、自宅等で待機	全職員参集 ※同上		非常体制	全職員参集 県地震災害警戒本部を設置

南海トラフ地震に関する情報(臨時)及び弾道ミサイル発射によるJアラートへの対応

	議 員	事務局	執行部 (参考)			
			本会議、委員会等の会議開催中	休会・閉会中	配備体制	参集基準
南海トラフ地震に関する情報(臨時)の発表 ※東海地震の調査情報に準じた対応	(本会議、委員会等) 原則として、議事を続行 (不在、欠席議員) 最新情報に注意し、平常活動を継続 ※ただし、本会議開催中、議長は、必要に応じて休憩をとり、状況を確認後、議会運営委員会の開催を求め、延会又は続行を決定 委員会等開催中、委員長等は、必要に応じて休憩をとり、状況を確認後、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに閉会又は続行を決定	最新情報に十分注意し、平常活動を継続	各課1名を配置 ※適宜、全議員に情報提供		南海トラフ地震準備体制	東海地震準備体制に準じた配備計画により参集 [2時間後を目途に緊急部長会議を開催]
弾道ミサイル発射により、県内でJアラート(全国瞬時警報システム)が作動 ※大規模地震発生(震度5弱)に準じた対応	(本会議) 議長は、休憩を宣告するとともに、議場内の全員に安全姿勢をとるよう指示 議長は、議会運営委員会の開催を求め、本会議の延会又は続行を決定(必要に応じて執行部の意見を求める。) (委員会等) 委員長等は、休憩を宣告するとともに、室内の全員に安全姿勢をとるよう指示 委員長等は、会議を再開して出席委員等に状況を伝えるとともに、会議の閉会又は続行を決定(必要に応じて執行部の意見を求める。) (不在、欠席議員) 身を守る行動をとった後、最新情報に十分注意し、平常活動を継続	身を守る行動をとった後、最新情報に十分注意し、平常活動を継続	執行部(防災対策部)と連絡調整が可能な体制 ※適宜、全議員に情報提供			原則として、県内震度5弱の警戒体制に準じた配備計画により参集 [Jアラート作動をもって三重県危機対策本部を自動設置]

○弾道ミサイル発射によるJアート作動への対応

平成29年12月20日の代表者会議において、弾道ミサイル発射によるJアートへの対応が決定されたことを受け、具体的な行動内容を以下のとおりとする。

資料5

議会場名等 国からのJアート の情報及び指示内容	本会議	委員会室での会議(委員会等)	全員協議会室での会議(委員会等)
① 日本に飛来する可能性がある場合【ミサイル発射情報、避難の呼びかけ】 Jアートのメッセージ:「ミサイル発射。ミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。」	休憩宣言の後、 委員等:議員控室で待機 傍聴者:委員会室で待機 ※傍聴者は、書記及び傍聴受担当が誘導	休憩宣言の後、 委員等:議員控室で待機 傍聴者:全員協議会室で待機	
【国からの指示内容】 近くの頑丈な建物や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難	議員:議員控室で待機 傍聴者:603会議室で待機 ※傍聴者は、書記及び傍聴受担当が誘導		
②-1 日本の領土・領海に落下する可能性がある場合【直ちに避難するこの呼びかけ】 Jアートのメッセージ:「直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。」	議員:議員控室から廊下に移動 傍聴者:委員会室から廊下に移動 ※傍聴者は、書記が誇導	議員等:議員控室から廊下に移動 傍聴者:全員協議会室で安全姿勢をとる ※傍聴者は、書記が誇導	
【国からの指示内容】 直ちに近くの頑丈な建物や地下に避難できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動			
②-2 日本の領土・領海の上空を通過した場合【ミサイル通過情報】 Jアートのメッセージ:「ミサイル通過。ミサイル通過。先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。」	①の対応を継続	①の対応を継続	
【国からの指示内容】 不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡			
③ ミサイルが落下した場合【落下場所等についての情報】※ i. 日本の領土・領海に落下 ii. 日本の領海外の海域に落下 Jアートのメッセージ: i. 日本の領土・領海に落下: 「ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。統報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。」 ii. 日本の領海外の海域に落下: 「先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡	議会運営委員会を開催し、延会又は続行を決定した後、議長は本会議を再開して決定内容を宣誓	委員長等は、会議を再開して出席委員等に状況を伝えるとともに、会議の閉会又は続行を決定	委員長等は、会議を再開して出席委員等に状況を伝える。」
【国からの指示内容】 不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡			
(注)状況に応じて送信されたため、上記のメッセージが全て送信されるとは限らない。メッセージの内容は状況に応じて変更となる可能性がある。 事務局職員は、国からのJアートの情報を、正副議長及び委員長等並びに各会派へ速やかに伝える。			

予算決算常任委員会理事会

大規模災害発生時の予算審議について

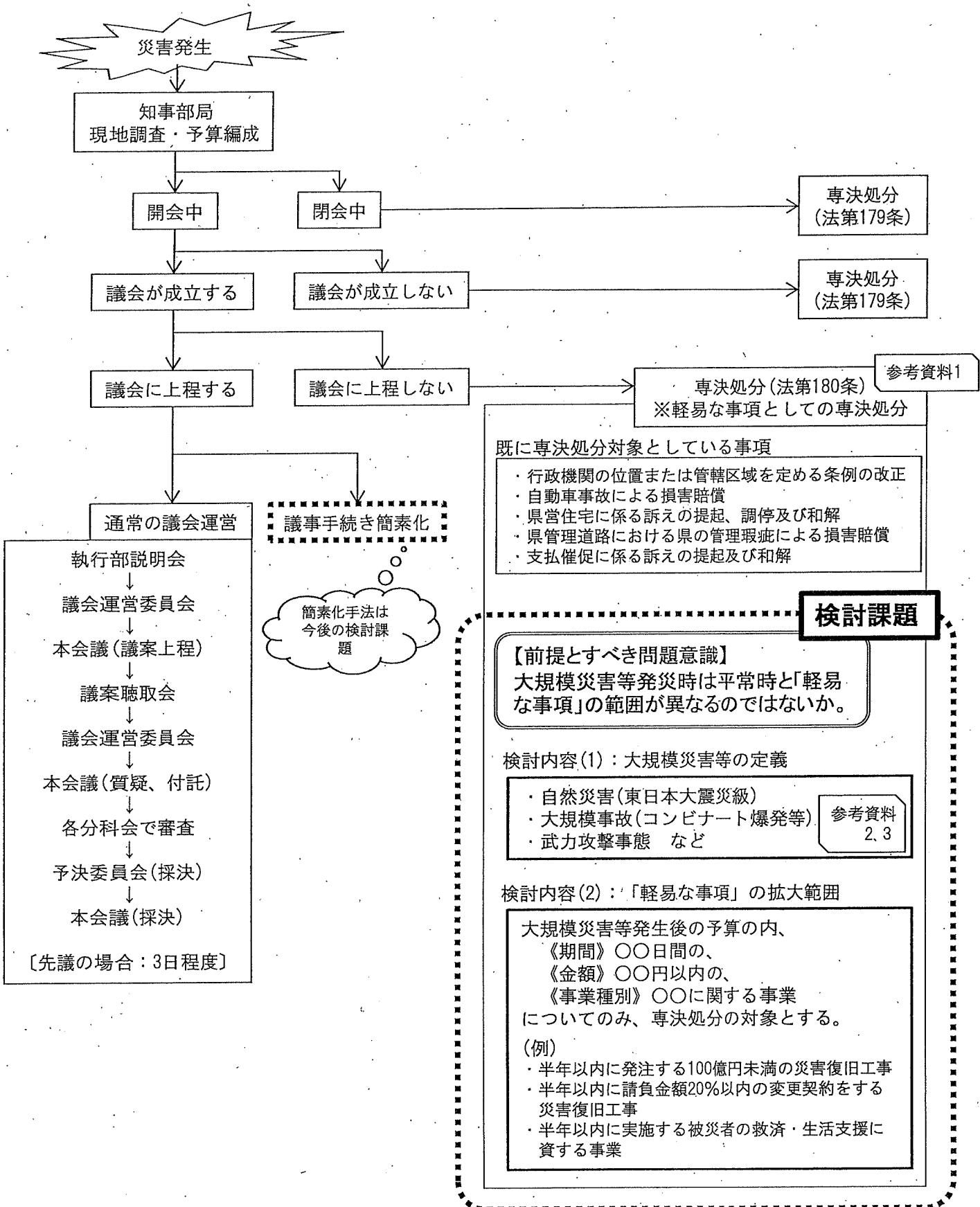
(1) 経緯

本委員会では、大規模災害時に円滑な予算審議を行うために、どのような手法が考えられるか問題意識をもっており、別紙に基づき理事会において理事協議を行った。理事協議において、各理事から出された意見は次のとおりである。

- ・福島県での県外調査にて災害時の対応を調査した際、三重県でもなんらかの対策はしておく必要があると感じた。
- ・軽易でない事象を「軽易な事項」として適用して進める場合、県民への説明責任をしっかりと果たしていくことが大事であり、その観点からすると専決処分には限界があるのではないか。
- ・非常事態に対しては、議事手続きの簡素化にて議決をするほうが良いのではないか。
- ・議会の議決による当局へのチェック機能というのは非常に重く、地方自治法第180条の拡大解釈ということは極力すべきではないが、議事手続きの簡素化ということは考えられる話だと思う。
- ・大規模災害、大規模事故、武力攻撃事態という事象を一緒の枠組みで捉えてよいのだろうか。
- ・武力攻撃の場合、何が起こるかによって対応が大きく異なるため、想定が難しい。

(2) 今後の対応等について

各理事から出された意見は多様であり、すぐに意見を集約できる状況にはないことから、本委員会としては、正副議長に対し、このような問題提起を行つたという状況報告とともに、別添資料を次年度以降設置されると見込まれる大規模災害時の議会の対応に関する検討会等での議論の参考となるよう然るべきところに引き継いでいただくことをお願いしたい。



災害等における知事の専決処分の検討について（案）

1 現状での課題認識

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発災した場合、交通網の寸断等で、定足数を満たせず議会を開議できない事態が想定される。その際、執行部が救助、救急、復旧工事等を緊急に予算化し、対応しなくてはならなくなつた場合、事業の執行に支障が出る恐れがある。
- ・こういった事態に備え、一定の条件下において、知事が専決処分をおこなうことができようあらかじめ検討しておく必要があるのではないか。

2 地方自治法における専決処分の規定とその適用の可否

（1）議会の委任による専決処分（地方自治法第180条）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

議会の権限の属する軽易な事項については、法第180条により、議会の議決により特に指定したものについては、知事において専決処分できるとされている。

- 本県の「知事が専決処分にことができるものに指定するについて」は以下の通り
- ①行政の位置または管轄区域を定める条例の改正
 - ②自動車事故による損害賠償
 - ③県営住宅に係る訴えの提起、調停及び和解
 - ④県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償
 - ⑤支払督促に係る訴えの提起及び和解

⇒災害対応の予算案が、「軽易」な事項と認められるか。「軽易」の認定は議会が行うが、客観的に軽易でなければならないとされている。（逐条解説）

(2) 地方自治法第179条による専決処分

上記の法第180条に基づき指定したもの以外で、知事が専決処分を行うことができる場合は、地方自治法第179条により、下記のいずれかの場合とされている。

- ①議会が成立しないとき
- ②定足数に満たず、会議を開くことができないとき
- ③知事において議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなとき
- ④議会において議決すべき事件を議決しないとき

⇒①は、在職している議員が議員定数の半数以上いない場合、議会は活動能力を有せず、議会が成立しないときが該当する。（逐条解説）

②は、法117条による除斥のため半数に達しないとき、同一事件について再度招集してもなお半数に達しないとき、招集に応じても出席議員が定足数を欠き、議長が催告してもなお半数に達しないときが該当する。（逐条解説）

③は、「会期等のさらなる見直し」において、専決処分については、三重県議会議会改革諮問会議から『「通年制」を採用した場合、現行の長（知事）の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであるとき」という要件は適用されなくなる』との答申（平成23年1月）を受けている。

④は、議会が提案された議案を審議したいが、天災等により本会議、委員会を開くことが困難となっている場合等で、議決に至らない状態であるとされる。（逐条解説）

《他県の状況》

○閉会中の対応

福島県では、震災対応に係る予算については、専決処分で行うか、臨時会で議決するかは、その都度、執行部と議会で協議を行い決定している。

熊本県では、震災後、国が予算化した事業、制度上復旧しなくてはならない事業等については、専決で行うとのルール化を行っている。

なお、両県とも、会期については本県と異なり4会期制をとっており、上記の対応はいずれも閉会中（本県では11月定例月会議の採決日（閉会日）から開会会議までの約1か月間）における対応としている。

○法第180条による対応（軽易な事項）

福島県では、議会の議決を経て締結した東日本大震災に係る災害復旧事業又は復興事業の工事の請負契約については、契約金額の20%以内の変更又は6月以内の工期の延長については、知事の専決処分としている。

なお、福島県以外に、大規模災害を想定した専決処分（軽易な事項）の取り扱いを事前に定めている、もしくは、現在検討しているという都道府県はない。

（平成30年1月調査）

【参考】

特定非常災害特別措置法の概要

〈災害対策基本法〉 平成28年熊本地震について政令を制定

(平成28年5月2日公布・施行)

各府省の告示の制定状況等の
取りまとめ・公表

政令で指定

著しく異常かつ
激甚な非常災害
→特定非常災害
(法第2条第1項)

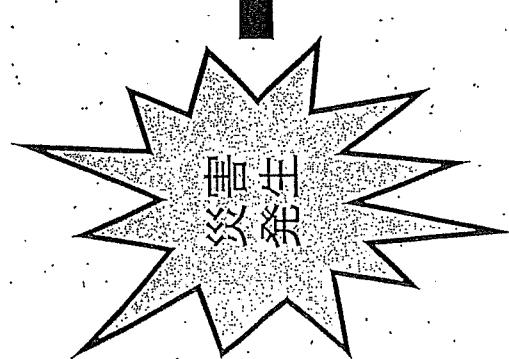
特定非常災害に
適用すべき措置
(法第2条第2項)

○満了日の延長を行ふ権利利益等を告示により指定(法第3条第2項)等

各省庁における措置

災害緊急事態の
布告(注あり)

災害緊急事態の
布告なし



「著しく異常かつ激甚な
非常災害」とは?

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

① 死者・行方不明者、負傷者、避難者等の
多数発生

② 住宅の倒壊等の多数発生
③ 交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
④ 地域全体の日常業務や業務環境の破壊

(注)国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき
異常かつ激甚な災害時に、応急対策の推進のため発せら
れるもの
・関東大震災に類する又はこれを超える災害時に發布想定
・未だ適用実績なし

適用すべき措置の内容

※ ① 行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)

例:運転免許証(道交法第92条の2)

※ ② 期限内に履行されなかつた義務に係る免責(法第4条)

例:薬局の休業等の届出義務(医薬品医療機器等法第10条)

※ ③ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)

※ ④ 相続の承認又は放棄をするべき期間に関する民法の特例措置(法第6条)

※ ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置(法第7条)

※ ⑥ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第8条)

※ ⑦ 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第9条)

(※)は、平成28年熊本地震に適用する措置として指定されたもの。)

武力攻撃事態対処法

(平成15年6月施行)

【対処に関する基本理念】

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられない場合は、当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

【対処基本方針】

- 手続・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
○内閣の作成に当たっては、安全保障会議に詔する。
○定めめる事項
○あること又は武力攻撃予測事態であることを認めた事実
○該認定の前提となる事実
○①武力攻撃事態及び該認定の対処のための一般的な方針
○②武力攻撃措置等への対処に関する重要事項
○③国民の保護に関する重要事項
○米軍の行動
○自衛隊の行動
○米軍の行動に関する措置
○その他

安全保障会議

答申
諮詢

國 会

承 認

【武力攻撃事態等対策本部】

対処基本方針に基づいて
対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

國民保護法

(平成16年9月施行)

捕虜取扱い法
国際人道法
違反処罰法

武力攻撃の排除

特定公共施設
利用法
米軍行動規制法
海上輸送規制法
自衛隊法の一部改正

参考資料 3

自衛隊による活動
米軍の行動する措置
米軍閥する措置

被害最小化のための措置

救援に関する措置

避難に関する措置

